

対象となる行為 必要な図書等

<p>■景観協議</p> <p>① 地盤面からの高さが10mを超える建築物</p> <p>② 延べ面積が1000㎡を超える建築物</p> <p>③ 地盤面からの高さが10mを超える準用工作物(※1)</p> <p>①～③の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p> <p>④ 景観推進地区内で地区方針及び地区基準で定める行為</p> <p>⑤ 市が工事費の一部又は全部を助成する建築行為等</p>	<p>■必要図書等A(景観協議):2部提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観協議書(第7号様式) ・計画概要書(第14号様式) ・景観チェックシート(基本指針)(色彩計画) ・案内図 ・配置図 ・平面図 ・立面図(彩色されたもの)2面以上 ・敷地及び周辺の状況を示す写真
---	---

<p>⑥ 面積が1ha以上の開発行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観協議書(第7号様式) ・計画概要書(第14号様式) ・景観チェックシート(基本指針)(色彩計画) ・案内図 ・平面図 ・設計図又は施行方法を示す図面 ・敷地及び周辺の状況を示す写真
------------------------	---

・上記にかかわらず、以下の⑦、⑧に該当する場合の必要図書等は次のとおりとなります。

<p>⑦ 地盤面からの高さが下表に定める高さを超える建築物及び準用工作物の行為(※1)</p> <table border="1"> <tr> <td>第1種・第2種低層住居専用地域、市街化調整区域</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準工業地域(準防火地域に限る)</td> <td>15m</td> </tr> <tr> <td>準工業地域(準防火地域を除く)、工業地域</td> <td>20m</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域、商業地域、工業専用地域</td> <td>31m</td> </tr> </table>	第1種・第2種低層住居専用地域、市街化調整区域	10m	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準工業地域(準防火地域に限る)	15m	準工業地域(準防火地域を除く)、工業地域	20m	近隣商業地域、商業地域、工業専用地域	31m	<ul style="list-style-type: none"> ・景観協議書(第7号様式) ・計画概要書(第14号様式) ・景観チェックシート(基本指針)(色彩計画) ・案内図 ・配置図 ・平面図 ・立面図(彩色されたもの)2面以上 ・敷地及び周辺の状況を示す写真 ・断面図 ・外構図(緑化図) ・景観シュミレーション図
第1種・第2種低層住居専用地域、市街化調整区域	10m								
第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準工業地域(準防火地域に限る)	15m								
準工業地域(準防火地域を除く)、工業地域	20m								
近隣商業地域、商業地域、工業専用地域	31m								
<p>⑧ 延べ面積が5000㎡を超える建築物の建築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観協議書(第7号様式) ・計画概要書(第14号様式) ・景観チェックシート(基本指針)(色彩計画) ・案内図 ・配置図 ・平面図 ・立面図(彩色されたもの)2面以上 ・敷地及び周辺の状況を示す写真 ・断面図 ・外構図(緑化図) ・景観シュミレーション図 								

※1 準用工作物とは、建築基準法施行令第138条第1項第1号から第4号まで、第2項及び第3項に規定する工作物。

<p>■景観法の届出</p> <p>・上記の全ての行為</p>	<p>■必要図書B(景観法の届出):1部提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域内行為届出書(第13号様式) ・景観協議終了通知書の写し <p>その他景観法及び条例で定める図書は、上記必要図書Aで提出している図書の1部を使用します。</p>
---------------------------------	---

一般的な手続きの流れ

